

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）附則第一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律附則第一条第一項第一号に掲げる規定の施行期日は平成十七年八月四日とし、同項第二号に掲げる規定の施行期日は平成十七年九月三十日とする。

## 理由

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。